

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

準学士過程では、入学式の翌日に新入生全員に対してオリエンテーションを実施(資料7-1-①-1:P338)している。オリエンテーションの目的は、学生生活の基本方針並びに専門学科の内容を理解させ本校学生としての自覚を持たせることと、円滑な学校生活を送らせるため本校の施設利用方法を理解させ併せて必要な教材の配布を行うことである。このオリエンテーション内のガイダンスでは、学生便覧と全授業科目のシラバスを学生全員に配布し、5年間でどのような科目をどのように履修するのかについて説明を行っている。留学生を含めた編入学生についてのガイダンスは、教務委員会により入学式の午前中に実施している(資料7-1-①-2:P339)。

準学士課程では学級担任制を採用しており、1年次と2年次の学級担任は一般教科教員が、3年次から5年次までの学級担任は専門学科教員が担当している。担任は毎朝8時30分から8時40分までショートホームルームを実施しており、学生の登校状況を確認するほか諸連絡を行っている(資料7-1-①-3:P340)。また、1年次から3年次までは、高等専門学校設置基準で定められている特別活動が授業時間として確保されており、この時間を利用して担任は、学生の生活状況や学習状況の把握、悩みに対する助言等を行っている(資料7-1-①-4:P341)。

専攻科課程においても、入学式の翌日に新入生全員に対してガイダンスを実施している(資料7-1-①-5:P343)。ガイダンスでは、時間割表や行事予定表等の配布を行う他、JABEEに関する講話、授業に関すること、選択科目の履修方針等について説明を受ける。

専攻科課程では準学士課程のような担任制は無いものの、各専攻長が専攻学生の相談役となっている(資料7-1-①-6:P344)。

学校全体の取り組みとして、オフィスアワーの設定がある。学生からの相談や質問については研究室において随時応えているものの、確実に対応できる時間を確保するために全教員がオフィスアワーを設定しており、前期・後期ごとに教務委員会が取り纏めて教室に掲示している(資料7-1-①-7:P345)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、準学士課程および専攻科課程とも、学生が学習を進める上で必要なガイダンスが実施されている。また、学生が自主的に学習を進める上での相談・助言を行う担任制度や専攻長制度が整備され、機能している。また、オフィスアワーを設定して学生の相談、質問等に対応している。

観点7-1-②： 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

自主的学習環境として、本校ではコモンスペース、図書館、LL教室、情報処理教育センター等を学生に提供している。

コモンスペースは、一般科目を含めた専門学科棟内の教員研究室正面に位置する共有スペースであり、スペース内には共用の机と椅子が配置されている。原則平日 8:30-19:00 まで誰でも自由に使用することができる。土日祝日および平日 19:00 以降は、施設使用許可願いを教務係に提出し許可を得た上で使用することができる。

図書館は、平日 8:30-20:00 と土曜日 9:00-16:00 まで開館している。さらに定期試験期間中は日祝日も 9:00-16:00 まで開館している。平成 25 年度の図書館の利用者数、土日祝日の入館者数を（資料 7-1-②-1:P346）に示す。図書館には閲覧用の座席が 62 席、蔵書検索用のコンピュータ 1 台、コピー機 1 台、web 検索性用コンピュータ 7 台を設置している。図書館には教科書・各種資格検定試験の参考書を配架しているが、教員が学生の自習に益する図書を「学生用図書」として推薦し、図書館運営委員会で審議の上購入する制度も機能している（資料 7-1-②-2:P348）。

LL 教室には、学生用の自学自習システム（アルクネットアカデミー、スーパー英語アカデミックエクスプレス 2）を導入し、火・水・木の放課後から 19:00 まで学生に開放している（資料 7-1-②-3:P349）。LL 教室の平成 25 年度における使用状況を（資料 7-1-②-4:P350）に示す。

情報処理教育センター内にある情報基礎演習室は、平日の放課後 17:15-19:00、土曜日の 9:00-15:50 までを学生に開放し、自学自習の場として活用されている（資料 7-1-②-5:P351）。

定期試験期間中には、学生ホールを 15:30 分から 20:00 まで自習用として開放するほか、教室施設等の 19:00 以後にスクールバス等を待つ学生のため第 4 ゼミ室も解放している。

（分析結果とその根拠理由）

学生の自主的学習環境として、コモンスペース、図書館、LL 教室、情報処理教育センター等が設置されており、授業時間以外や土日祝日も解放され学生の自主的学習に有効に利用されている。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

準学士課程においては、毎年 6 月に教務委員会が中心となって「学級委員長との懇談会」を実施し、クラス毎にまとめられたニーズを把握している（資料 7-1-③-1:P352）。これらの要望に対する回答は、教務委員会や学生委員会等の関係委員会毎に検討され、学校側の回答として学生と教員に公表している。

専攻科課程では、学級担任制度の代わりに専攻科長が担当専攻の学生の世話をすることになっている。このため専攻科長は適切に学生の要望を把握するように努めている。また、専攻科課程では少人数教育のため特別研究担当教員の役割が相対的に大きい。特別研究担当教員は学生と緊密にコミュニケーションを取りニーズの把握に努めている。

資格試験および検定試験の種類や年間スケジュールを作成し（資料 7-1-③-2:P354）、学生本人及び保護者に提示しており、資格試験受験のための支援体制が整っている。資格試験の合格件数の一例を（資料 7-1-③-3:P355）に示す。準学士課程および専攻科課程とも、学校が必要と認めている資格試験は特別学修として単位認定が行われるため比較的多くの学生が資格試験への受験にチャレンジしている。

外国留学を希望する学生のために、「外国に留学を希望する学生の休学・復学に関する申し合わ

せ」を設定し、休学・復学の扱いが学生の不利にならないようにしている。現在までの長期海外留学生者を（資料7-1-③-4:P356）に示す。また、専攻科課程1年生に対しては、海外インターンシップとしてフランスまたはオーストラリアに2ヶ月間滞在するプログラムも展開している（資料7-1-③-5:P357）。

（分析結果とその根拠理由）

学習支援に関する学生のニーズを把握するために、準学士課程では「学級委員長との懇談会」を毎年開催し、関係委員会で検討し学校側の回答として公表している。専攻科課程では、クラス担任の役割を果たす専攻長や特別研究担当教員が、学生のニーズを把握するように努めている。各種資格試験の年間スケジュールを作成し学生本人及び保護者に配布している。また、海外留学を希望する学生に対して、復学後に不利にならないような配慮をしている。

観点7-1-④： 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

（観点到に係る状況）

外国人留学生に関する学習支援は、「福島工業高等専門学校外国人留学生規則（資料7-1-④-1:P358）」に基づき「『外国人留学生規則』の実施に関する申し合わせ（資料7-1-④-2:P359）」を定め、国際交流室が中心となって対応している。外国人留学生には、同じクラスの通学生1名と寮生1名の計2名を外国人留学生相談員（チューター）に選任し、学習・生活両面の様々な相談に対処する体制を整えている（資料7-1-④-3:P361）。

高等学校からの編入学生に対しては、編入学前に教科書と自学用教材を学生宅に郵送するほか、学生を学校に呼んで個別に指導を行っている（資料7-1-④-4:P362）。入学式当日の午前中にも編入生全員を集めてオリエンテーションを実施し、学校生活の概要や生活上の留意点を伝えている。入学後には、なるべく早く高専生活に慣れさせるために、生活指導担当教員と学習指導担当教員による指導（資料7-1-④-5:P363）を実施し、学級担任による個別の面談も行っている。

現在、準学士課程4年に視覚に障害のある学生が1名在籍している。入学前に教務主事と保護者が話し合い配慮すべき点が確認され、5年間の基本的な学習支援方針を決定した。教室での座席配置に配慮し黒板の文字が見え易くすると共に、定期試験問題における文字の拡大化や試験時間の延長等の措置を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

外国人留学生や高等学校からの編入学生、障害のある学生等の特別な支援が必要と考えられる学生について、国際交流室、教務委員会、学級担任が中心となり学習支援を行っている。以上により、特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制は整備され、必要に応じた学習支援が行われていると考えられる。

基準7-1-⑤： 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

(観点に係る状況)

学生委員会の管轄である学生の部活動は、新聞局、文化部、体育部、研究部から構成されているが、全ての団体に指導教員が配置(資料7-1-⑤-1:P364)されており、指導および助言を与えている。また、実践指導が必要な団体については外部コーチを依頼(資料7-1-⑤-2:P366)し、部活動に対する円滑かつ効率的な指導体制を整えている。さらに現在では、必要に応じてOB教員等を特命教員として任命(資料7-1-⑤-3:P367)し、遠征の際の引率業務や祝休日の指導および安全管理を行う制度を整備している。原則全ての部活動には指導教員が同席すること、また、校外活動については校長の許可を得ることから、適切な責任体制の下で部活動が行われていると考えている。学生委員会は年1度全て部活動顧問による「クラブ顧問会議」を開催し、大会運営や部活動予算等について話し合っている(資料7-1-⑤-4:P368)。部活動予算は、学生から徴収する学生会費によって編成されるが、大会等の参加のための遠征費の一部は保護者後援会からの支援により賄われている。

(分析結果とその根拠理由)

全ての部活動団体に指導教員が配置され、適切な責任体制の下で部活動が行われている。以上のことから、学生の部活動等への支援体制が整備され有効に機能している。

基準7-2-①： 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

学生の生活や経済面に関する支援組織として学生委員会、学生相談室、男女共同参画・キャリア教育支援室を整えている。

学生委員会(資料7-2-①-1:P369)は主に生活指導・交通指導・学生会を担当し、学生の厚生補導に関する活動を行っている。

学生相談室(資料7-2-①-2:P370)は勉強・友人関係・寮生活・クラブ活動・セクシャルハラスメント等に対する悩みを担当し、適切な助言をしている。学生相談室では、昼休み時間は相談室員として教員が対応し、放課後には臨床心理士(4日間/週)と精神科医(不定期)によるカウンセリングを行っている。さらに定期健康診断時には全学生に「問診票」を記入させ、学級担任およびカウンセラーが確認後、気に懸る学生にはカウンセリングを勧めている。相談内容は修学上の問題及び体調不安等が多く、相談内容によっては担任との連絡を密にとりながら学生支援を行っている。学生相談室への相談は年々増加傾向にある(資料7-2-①-3:P371)。

男女共同参画・キャリア教育支援室(資料7-2-①-4:P372)は、学生のキャリア形成教育に関することや女子学生への支援を行っており、主として女子学生対象のキャリア形成支援講演会やOGアドバイザーによる女子学生への助言・支援等の活動を行っている。

経済的支援を必要としている学生の相談は主に担任が受ける。支援に必要な奨学金や授業料免除に関する情報は学生支援係から得られ、担任を通して周知している。授業料免除や奨学金に関する実績を(資料7-2-①-5:P373)に示す。

(分析結果とその根拠理由)

学生の生活に対応する体制として、学生委員会、学生相談室、男女共同参画・キャリア支援室が整備されており、適切な指導や助言を行っている。また、各種奨学金制度や授業料免除制度も整備され、経済的に就学困難な学生への支援に活用されている。

基準7-2-②： 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

(観点に係る状況)

外国人留学生に関する生活支援は、「福島工業高等専門学校外国人留学生規則」に基づき「『外国人留学生規則』の実施に関する申し合わせ」を定め、国際交流室や寮務委員会が中心となって対応している。外国人留学生には、同じクラスの通学生1名と寮生1名の計2名を外国人留学生相談員（チューター）に選任し、生活面の様々な相談に対処する体制を整えている。具体的な生活支援項目は、外国人留学生の居室を1人1室とすること、寮内の各フロアーに日本人学生と留学生を混在させてお互いの交流が図れるよう配慮していること、外国人留学生専用のシャワー室を設けていること、宗教上の理由で自炊をする留学生のために調理設備が整った補食室を設けている（資料7-2-②-1:P374）こと等が挙げられる。

高等学校からの編入学生に対しては、入学前に学生を学校に呼んで個別に生活に関する助言を与えるとともに、入学式当日の午前中にも編入生全員を集めてオリエンテーションを実施し、学校生活の概要や生活上の留意点を伝えている。入学後には、なるべく早く高専生活に慣れさせるために、生活指導担当教員と学習指導担当教員による指導を実施し、学級担任による個別の面談も行っている。

現在、準学士課程4年に視覚に障害のある学生が1名在籍している。入学前に教務主事と保護者が話し合い配慮すべき点が確認され、5年間の基本的な生活支援方針を決定した（資料7-2-②-2:P375）。教室での座席配置に配慮し黒板の文字が見え易くすると共に、定期試験問題における文字の拡大化や試験時間の延長、寮内の階段への蛍光目印の貼り付け、コンピュータ用ディスプレイへの拡大鏡の取り付け等の生活支援を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

外国人留学生や高等学校からの編入学生、障害のある学生等の特別な支援が必要と考えられる学生について、国際交流室、寮務委員会、教務委員会、学級担任が中心となり生活支援を行っている。以上により、特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援体制は整備され、必要に応じた学習支援が行われている。

観点7-2-③： 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

(観点に係る状況)

学生寮は「遠隔地からの入学者に対して生活の便を与える」ために設置されているが、現在では、遠隔地に限らず2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い居住困難となった地域の学生に対しても、生活の便を与える施設となっている。

学生寮（磐陽寮）は、5棟（こずえ、若葉、青葉、暁、白雲）あり、食堂、浴室、自習室、談話室、補食室が併設され、寮生の使用に供されている。本校では、この学生寮を単に生活の便を与える施設とするだけでなく教育の場である「教育寮」と位置づけ、生活および勉学について様々な支援および指導を行っている。寮生数と学生寮の費用を（資料7-2-③-1:P376）に示す。

学生寮の運営は学生で構成されている寮生会が中心となっており（資料7-2-③-2:P379）、教員により構成されている寮務委員会（資料7-2-③-3:P380）は寮生会に対する支援及び指導を行っている。寮生会の中には、各種委員会（厚生、管理、行事、園芸、図書・選挙管理、広報等）が組織されており、各担当学生により積極的に活動されている。寮務委員会と寮生会役員は、月一回の割合で定期的な会合（寮運営協議会）を持ち、寮生活全般や行事等について打ち合わせ（資料7-2-③-4:P381）を行い、寮での日常生活が円滑に進むよう努力している。この打合せの議事録は直ちに寮生全員に公示され、寮生と教職員とのスムーズな連携が図られている。

教職員による宿日直体制は、平日・休日ともに夜間（17:00～翌8:30）は、教員2名及び委託職員1名が宿直者となり、寮生の人員確認、突発的な事故や病気への対応、相談事、郵便物の対応等全ての面において援助するシステムとなっている。休日の昼間（8:30～17:00）は、教員1名及び委託職員1名の計2名が日直者となり対応している。平日の昼間（8:30～17:00）は、学生課寮務係の事務職員が寮事務室に常駐し、各種業務を遂行すると共に寮生からの諸々の依頼に対応している。平成25年度教員宿日直（寮監）業務を（資料7-2-③-5:P382）に示す。

寮生の人員確認・所在確認については、朝（7:30）と夜（21:30）の2回、寮生全員が食堂に集まる集合点呼により実施している。夜の点呼後の時間帯（21:30～24:00）は「静粛自習」の時間と決められており、寮生は各居室または自習室、食堂にて自主学習をすることになっている。定期試験前には「勉強会」と称して上級生が下級生に勉強を教える行事がある。全ての1年生に対しては、上級生である2年生または3年生を指導寮生として配置し、寮生活・学修全般の面倒を見る体制となっている。定期試験毎に全寮生に対する遅刻・欠課調査（資料7-2-③-6:P383）を行い、遅刻・欠課が多い寮生に対しては個別指導を行っており、全ての寮生の勉学・生活状況が良好となるよう配慮している。

5月の学級懇談会と10月の保護者個別面談会に合わせて、寮生保護者を対象とした「寮保護者会（個別面談）」を実施している（資料7-2-③-7:P384）。また、寮の現状を紹介する小冊子「磐陽寮だより（資料7-2-③-8:P385）」を年2回寮生保護者に送付することで、寮生保護者との連携強化に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

寮務委員会と寮生会が協力し、寮生に対する生活および勉学に関する支援を行っている。原則全教員が寮監として宿日直業務を担当し、寮生活全般にわたって寮生を援助・支援・指導するシステムとなっている。さらに、上級生が下級生に対して勉強を教える「勉強会」も恒例行事として実施されている。以上の理由により、本校においては「教育寮」としての学生寮が整備され、学生の生活及び勉学の場として有効に機能している。

観点7-2-④： 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

学生の就職や進学等に関しては、男女共同参画・キャリア教育支援室（資料7-2-④-1:P389）が設けられている。男女共同参画・キャリア教育支援室では、就職や進学を考え始める4年生に対して「進路の手引き（資料7-2-④-2:P390）」の冊子を配布し、就職・進学のガイドブックとして活用させていると共に、4年次後期と5年次前期の毎週水曜日に進路別学習（資料7-2-④-3:P391）を行っている。進路別学習では、就職希望者へのSPI試験対策、エントリーシートの書き方の指導、公務員試験対策と進学希望者への編入学試験（国語）対策を主としておこなっている。また、データベースとして求人企業を登録し、検索および閲覧可能なシステムである「学職」ソフトを導入し、このソフトをインストールしたパソコンを各学科に提供している。

準学士課程の各学科の就職・進学に関する実務は、5年生のクラス担任が担当する。クラス担任は、学生との個人面談の中で就職先あるいは進学先に関するアドバイスを行う。就職（進学）希望先が決定した際には、学生より履歴書を預かり、推薦書等の書類一式を準備し、学生係に発送を依頼する。就職（進学）試験後は企業（大学）より結果通知を受け取り学生に連絡する等、就職・進学に関する一切を受け持っている。

専攻科課程の各専攻の就職・進学に関する業務は、各専攻科長や特別研究担当教員が担当する。業務は準学士課程と同様である。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、男女共同参画・キャリア支援室が中心になり、進路指導のための年間スケジュールを策定し、それに沿った指導を行っている。また、4、5年生を対象に進路別学習の時間を確保し、就職や進学（大学編入学）の試験対策を実施している。これに加えて、各専門学科では学級担任が、各専攻科では専攻科長が学生の就職や進学に関する指導・助言を行っている。

以上のことから、就職や進学等の進路指導体制が整備され、有効に機能している。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- ・ 各種資格検定の一覧表を作成して学生や保護者に提示すると共に、所定の資格に合格した学生には特別学修として単位認定を行う等、各種資格試験や検定試験受講のための支援体制が充実している。
- ・ 全教員が部活動の指導教員を担当となっており、適切な責任体制の下で指導に当たっている。また、学生の活躍が顕著である。
- ・ 4、5年生を対象とした「進路別学習」を実施しており、毎年、就職率および進学率ともにほぼ100%に達成する成果を上げている。

（改善を要する点）

該当なし

(3) 基準7の自己評価の概要

準学士課程及び専攻科課程において入学式翌日にガイダンスを実施し、その中で学習や生活に関するガイダンスを実施している。また、留学生を含む編入学生についても入学式当日にガイダンスを実施する等、学生に対して学習・生活・経済面で指導・助言する体制が整っている。さらに、教員全員がそれぞれオフィスアワーを設定し、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行っている。学生が自主的に学習を行う施設として、コモンスペース、図書館、LL教室、情報処理教育センター等を解放しており、それらが効果的に活用されている。「学級委員長との懇談会」を通じて学生の学習支援に関するニーズを把握していると共に、資格試験スケジュール等を学生に提示し受験を勧めており、実績もある。また、学生の海外留学に際して、帰国後の進級に不利にならないような措置も講じている。留学生等の学生に対しては、チューター制度を設け生活・学習の両面より支援している。部活動に関しては全部活動に教員を配置し、適切な責任体制の下で部活動が行われるように配慮している。

寮務委員会が中心になり、寮生の生活面での支援を行っている。原則、全教員が寮監として宿日直業務に当たり、寮生を援助・支援するシステムが採られている。

男女共同参画・キャリア支援室が中心になり、4・5年生を対象に進路別学習を実施し、クラス担任が適切に進路に関する実務を担当している。また専攻科課程では、専攻科長が進路に関する実務を担当しており、学生の就職や進学などの進路指導体制が整備され、有効に機能している。